明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕
○労働安全衛生規則の一部を改正する省令（**厚生労働**一一）　一
○不正競争防止法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係省令の整備に関する省令（**経済産業**一一二）　七
○研究開発事業計画の認定等に関する命令等の一部を改正する省令（**同**一一三）　一四

〔告　示〕
○財政法第三十四条の二第一項の規定に基づき、平成三十年度分の予算について、支出負担行為の実施計画につき財務大臣の承認を経なければならない経費を定める件の一部を改正する件（**財務**四一）　一四
○安全衛生特別教育規程の一部を改正する件（**厚生労働**三二）　一三
○水産動植物の被害防止に係る農薬登録基準の一部を改正する件（**環境**二六）　一五
○水質汚濁に係る農薬登録基準の一部を改正する件（**同**二七）　一五

〔公　告〕
諸事項
官庁
基本測量関係事項関係　一五六
裁判所
破産、免責、再生関係　一五六
特殊法人等
司法書士名簿登録等、土地家屋調査士名簿登録等、弁理士登録・特定侵害訴訟代理業務の付記、日本弁護士連合会懲戒の処分・裁決関係　一七二
地方公共団体
教育職員免許状取上げ処分、行旅死亡人関係　一七三
会社その他
会社決算公告　一七五

省令

○厚生労働省令第十一号

労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号）第二十七条第一項及び第五十九条第三項の規定に基づき、労働安全衛生規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成三十一年二月十二日

厚生労働大臣　根本　匠

労働安全衛生規則の一部を改正する省令

第一条　労働安全衛生規則（昭和四十七年労働省令第三十二号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
目次	目次
第一編　（略）	第一編　（略）
第二編　安全基準	第二編　安全基準
第一章～第七章　（略）	第一章～第七章　（略）
第八章　伐木作業等における危険の防止（第四百七十七条―第五百十七条）	第八章　伐木、造材等（第四百七十七条―第四百八十四条）
	第二節　木馬運材及び雪そり運材（第四百八十五条―第五百十七条）
第八章の二～第十二章　（略）	第八章の二～第十二章　（略）
第三編・第四編　（略）	第三編・第四編　（略）
附則	附則
第八章　（略）	**第八章**　（略）
（削る）	**第一節**　伐木、造材等
（立入禁止）	（立入禁止）
第四百八十一条　事業者は、造林、伐木、造材又は木寄せの作業（車両系木材伐出機械による作業を除く。以下この章において「造林等の作業」という。）を行つている場所の下方で、伐倒木、玉切材、枯損木等の木材が転落し、又は滑ることによる危険を生ずるおそれのあるところには、労働者を立ち入らせてはならない。	**第四百八十一条**　事業者は、造林、伐木、造材、木寄せ又は修羅による集材若しくは運材の作業（車両系木材伐出機械による作業を除く。以下この節において「造林等の作業」という。）を行つている場所の下方で、伐倒木、玉切材、枯損木等の木材が転落し、又は滑ることによる危険を生ずるおそれのあるところには、労働者を立ち入らせてはならない。
	（修羅による集材又は運材作業における危険の防止）
第四百八十二条　削除	**第四百八十二条**　事業者は、修羅による集材又は運材の作業を行なうときは、次の措置を講じなければならない。